

企画競争実施の公告

次のとおり、企画提案（プロポーザル）を募集します。

1. 業務概要

① 業務名

北陸・飛騨・信州3つ星街道における英国高付加価値旅行者層向け滞在コンテンツ充実事業

② 業務内容

別紙「仕様書」による

③ 履行期限

令和7年2月28日（金）

2. 企画競争参加資格要件

参加資格は、次の各号の資格要件を満たすものとする。

- ① 国土交通省から補助金交付等停止措置を受けていないこと。
- ② 本企画競争の提案書提出期限の日までに、金沢市、松本市、高山市、南砺市、白川村のいずれか、またはそれぞれの自治体の属する県（石川県、長野県、岐阜県、富山県）のいずれかの役務等の入札参加資格を有すること。
- ③ 上記②の自治体及び県から入札参加指名停止措置を受け、企画提案提出日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- ⑥ 委託者及び連携先への協力体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- ⑦ 企画提案書の業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び委託者の指示に柔軟に対応できること。
- ⑧ 業務内容について守秘義務を遵守できること。

3. 支払条件及び提案上限額

①支払条件

委託者は本事業に係る経費について業務完了後受託者が発行する請求書に基づき令和 7 年 5 月末までに支払うものとする。ただし、受託者は、本業務に関する契約を締結した日から起算して 3 カ月以後に、契約金額の 2 分の 1 以内の前払金の支払いを請求することができる。なお、委託者は前払金の支払いについて、受託者が発行する請求書に基づき速やかに支払うものとする。

②提案上限額

5,600,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とし、委託業務の内容の実施にかかるすべての費用を含む。

4. 企画提案書作成要領及び提出等

①作成要領

(ア) 用紙は、原則 A 4 判（必要に応じ A 3 判の折込みも可）両面使用とし、縦置き横書き（横綴じ）とすること。ただし、図表等の表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとする。

(イ) ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。

(ウ) 審査の公正を期すため、企画提案書の副本には、会社名、住所及びロゴマークなど、プロポーザル参加者を特定できる表示を付してはならない。なお、業務実施スタッフ体制図などには、プロポーザル参加者名を「当社」と記載すること。

② 企画提案書

(ア) 提出部数：4 部（正本：社名あり 1 部、副本：社名なし 3 部）

(イ) 企画提案書の構成

a) 表紙

b) 企画競争参加者の概要等（概要及び担当者の氏名・連絡先）

c) 業務に係る提案書（実施回数等を具体的に記載すること）

d) 事業実施スケジュール

e) 業務実施スタッフの業務内容並びに実施体制図

f) 再委託の有無及び予定、再委託先の概要（ただし、委託者の承諾を要するものに限る）

g) 見積書（概算かつ消費税・地方消費税は含むこと）

(ウ) 審査の公正を期すため、企画提案書の副本には、会社名、住所及びロゴマークなど、プロポーザル参加者を特定できる表示を付してはならない。なお、業務実施スタッフ体制図などには、プロポーザル参加者名を「当社」と記載すること。

③ 提出期限：令和 6 年 9 月 9 日（月）午後 5 時必着

④ 提出方法及び提出先

(ア) 提出方法：持参又は郵送による。（持参の場合の受付時間は、平日の午前 10 時から午後 5 時までとする。郵送の場合は、書留等配達が可能である方法とすること。）
なお提案は、1 社につき 1 提案までとする。

(イ) 提出先：金沢市経済局観光政策課
(北陸・飛騨・信州 3つ星街道観光協議会事務局)
〒920-8577 金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号

⑤ その他

- (ア) 提出された書類は返却しない。
- (イ) 企画提案書の部分的な差替えは認めない。
- (ウ) 提案を取り下げる場合は、取り下げ願い書を提出するものとする。
- (エ) 提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、取り下げ願い書を提出し、取り下げるものとする。
- (オ) 取り下げ願い書の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。
- (カ) 提案に要する一切の費用は提案者の負担とする。
- (キ) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書等を無効とする。
- (ク) 見積書については、本業務に係る所要経費を全て見積るとともに、見積りの根拠となった所要経費の明細を明らかにすること。

5. 企画競争に関する質問

- ① 質問期間：令和6年8月26日（月）から9月2日（月）午後5時まで
- ② 提出方法
 - (ア) 提出方法：説明書等の内容について質問がある場合は、任意様式によりメール（9. 問い合わせ先に記載のアドレスあて）で提出すること。
 - (イ) 件名を「北陸・飛騨・信州 3つ星街道における英国高付加価値旅行者層向け滞在コンテンツ充実」事業に関する質問とすること。
- ③ 質問書に対する回答：質問者に対して、電子メールにより随時回答する。

6. 最優秀提案者の決定

- ① 審査方法
 - 審査は、企画提案書の内容を基に、委託者が設置する北陸・飛騨・信州 3つ星街道における英国高付加価値旅行者層向け滞在コンテンツ充実事業企画競争選定委員会において審査し、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。
- ② 提案書評価基準
 - (ア) 本業務の目的、目標及び仕様書の内容を的確に理解した提案内容となっているか。
 - (イ) 現地旅行会社マーケティングにおいて、提案された活動内容は十分な効果が見込まれるものとなっているか。
 - (ウ) 現地旅行会社招請において、事業主体の要請する内容を満たしているか。
 - (エ) 現地旅行会社招請において、提案された活動内容は、十分な効果が見込まれるものとなっているか。
 - (オ) 事業の目的の達成に向けて、互いに向上しあえる、対等で健全なパートナーシップを

委託者及び連携先と構築し、意欲的かつ誠実に協働できると認められるか。

(カ) 提案された手法・メニューに係る経費見積・予算規模は妥当か。

(キ) 適正な人数のスタッフ及び責任体制が確保されているか。事業を安定的に遂行する実施体制を有しているか。

(ク) 事業実施スケジュールは妥当か。

(ケ) 過去の受託実績、業務実績等に鑑み、本委託業務遂行の見込みがあると認められるか。

③ 結果の通知（予定）

(ア) 令和6年9月20日（金）までにすべての提案書提出者に対し通知する。

(イ) 最優秀提案者として選定されなかった者に対しての理由説明は一切受付けない。

7. 契約の締結

最優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、事業予算の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更する場合がある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

① 契約手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨

② 契約保証金：免除する。

③ 契約書作成の要否：要

8. その他留意事項

① 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用してはならない。

② 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。

③ 受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

④ 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、委託者に帰属するものとする。

⑤ 受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。

⑥ 本事業に係る契約に係る金銭の支払に用いる通貨は日本円とする。海外で実施する事業における為替リスクは受託者において負担すること。

⑦ 受託者は委託者及び連携先と連絡調整を密に行うこと。作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議の上、その指示に従って進めること。

- ⑧ 受託者は国土交通省から補助金交付等停止措置又は指名競争停止措置が講じられていないものとする。

9. 問い合わせ先

金沢市経済局観光政策課（北陸・飛騨・信州 3つ星街道観光協議会事務局）宛

住 所：〒920-8577 金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号

電 話：076-220-2194

メー ル：kankou@city.kanazawa.lg.jp

仕 様 書

1. 事業名

「北陸・飛騨・信州3つ星街道における英国高付加価値旅行者層向け滞在コンテンツ充実」事業（以下「本事業」という。）

2. 事業目的

これまで北陸・飛騨・信州3つ星街道エリア（金沢市～南砺市～白川村～高山市～松本市のエリア。以下「当エリア」という。）においては、世界遺産、国宝、ミシュラン・グリーンガイド・ジャポンで3つ星として紹介されている日本屈指の観光資源（文化財）とカスタマージャーニー（観光目的・行動）が合致する英国をターゲット国に、本物の日本に関心がある高付加価値層をメインターゲット層とし、英国現地エージェントを活用して、現地旅行会社に対するプロモーションを継続的に実施しており、引き続き当該市場の旅行者のニーズを踏まえながら、当エリアの魅力ある観光資源を効果的に発信するためのプロモーションを展開する必要がある。

本事業では、英国現地エージェントを活用し、高付加価値層を顧客に持つ現地旅行会社を対象に、情報発信やファムツアー等を行うことで、本物の日本が体験できるdestinationとしての当エリアのブランドを構築し、更なる認知度向上と誘客促進を図る。

3. 対象市場

英国

4. 事業の進め方

受託者は、事業の実施にあたって、一般社団法人金沢市観光協会（以下「委託者」という。）及び北陸・飛騨・信州3つ星街道観光協議会（以下「連携先」という。）と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとし、各事業に着手をする際には委託者及び連携先と協議をしたうえで着手するものとする。また、業務の進め方等について、調整の必要や疑義が生じた場合についても、その都度十分に協議をした上で実施していくものとする。

5. 事業内容

(1) 旅行会社向けマーケティング活動

対象市場における観光マーケティング会社等の現地エージェントによる現地旅行会社への働きかけを促し、当エリアの広域周遊型旅行商品の造成を図る。

① 実施時期・期間：

令和6年9月～令和7年2月

② 業務内容：

ア 現地エージェント活動拠点の設置

- ・対象市場に旅行会社向けの当エリアの観光 PR のための現地拠点を設置すること。
- ・現地拠点の運営者として、日本のデスティネーションの誘客代理（レップ）業務実績を有するなど、現地旅行会社への影響力が大きい現地エージェントを選定すること。
- ・必要に応じて、当エリアにおける委託者及び連携先によるインバウンド誘客にかかる施策及び活動に関するコンサルティング及びサポートを行うこと。

イ 各種マーケティング活動への支援

- ・現地エージェントによるセールスコール（現地旅行会社への営業活動）、ニュースレター配信、ウェビナー（またはセミナー）開催、旅行業界イベント参加等の各種マーケティング活動の支援を行うこと。なお、その際現地エージェントが各種マーケティング活動を効果的に実施し、実施状況の把握ができるよう努めること。
- ・活動方針を含む年間計画表を作成すること。

ウ 旅行会社商品造成・送客へのフォローアップ

- ・現地旅行会社等へ随時連絡を取り、商品造成及び送客状況の把握を行うこと。

(2) 旅行会社招請

高付加価値層対応の知見を有する専門家として、高付加価値層を顧客に持つ現地旅行会社の商品造成担当者を対象に、当エリアを周遊するファミツアーを実施する。

また実際に体験してもらった各コンテンツに関する助言・提言をもらい、コンテンツ磨き上げにつなげることで、当エリアの広域周遊型旅行商品の造成や誘客促進を図る。

① 実施時期・期間：

令和6年10月～12月 当エリア内4泊5日以上

② 業務内容：

ア 被招請者の選定・連絡調整

- ・招請候補として、現地旅行会社の商品造成担当者を複数名提案することとし、招請者について委託者と協議のうえで2社2名以上を選定すること。また、招請者のプロフィールを委託者及び連携先に提出すること。
- ・招請案内等の翻訳・発送、事前の連絡調整を行うこと。

イ 行程の作成

- ・当エリアの観光資源からターゲット層が興味・関心を引き、周遊化が見込まれる体験コンテンツ等を盛り込んだ行程を作成すること。
- ・行程の作成にあたって、当エリア内の各地域（金沢市、南砺市、白川村、高山市、松本市。以下「各地域」という。）により滞在時間及び体験コンテンツのボリュームに大きな偏りが生じないように配慮すること。
- ・原則、当エリア内4泊以上滞在する行程を作成すること。
- ・最終的な行程は委託者及び連携先と協議のうえ、決定すること。

ウ ワークショップ（意見交換）の開催

- ・ファムツアーの行程中に体験コンテンツの磨き上げに向けた課題等について、委託者、連携先、体験型観光提供事業者（以下「体験事業者」という。）を交えたワークショップを行うこと。
- ・各地域につき少なくとも1コンテンツを対象に1回開催することを目安に計5回以上開催すること。
- ・各地域において最低1コンテンツ以上の体験ができるように配慮すること。
- ・ワークショップ開催にあたって必要となる企画、進行、管理、運営を行うこと。
- ・被招請者及び体験事業者との連絡調整を行うこと。
- ・可能な限り各地域の担当者（1名程度）も参加できるよう調整すること。
- ・開催内容の記録を行い、その内容について委託者及び連携先に提出すること。

エ ファムツアーにかかる手配

- ・日本までの国際航空券を手配すること。
- ・当エリアまでの国内移動手段を手配すること。
- ・当エリア内での移動手段を手配すること。専用車（貸切バスまたはタクシー）を手配する場合は、被招請者及び随行者の移動と荷物の運搬等を考慮して、余裕を持った大きさとする。
- ・宿泊施設を手配すること。旅館の場合は1部屋1名の夕・朝食付き、ホテルの場合は1部屋1名の朝食付きを原則とする。
- ・行程中のすべての食事を手配すること。なお、食事についても取材の一環となるよう留意し、各地域の特色を出すことや食事内容が重ならないよう留意すること。
- ・取材にかかる観光施設への入場、体験等の手配を行うこと。
- ・必要に応じて、日本入国にかかる被招請者の査証発給に係る手続きについて、国内受入責任者として書類の作成などを担い、支援を行うこと。

オ ファムツアーへの同行

- ・原則全行程に、通訳・旅程管理を行うことができる者が同行すること。
- ・今後の業務に有用な情報を適宜提供するため、当該地域について熟知した者が同行できるよう体制を整えること。
- ・同行者（各地域側からの同行者1名程度を含む）の移動、宿泊、食事、観光施設への入場・体験等の手配を併せて行うこと。なお、各地域側からの同行者の当該手配にかかる施設入場費用は事業費に含むものとする。

カ 招請後のフォローアップ

- ・被招請者全員に対し、今後のコンテンツ磨き上げに生かすための助言・提言のほか、今後のマーケティングの参考となるような内容を回答項目に含むアンケートをファムツアー終了後3日以内に実施・回収し、結果の翻訳・分析を行うこと。
- ・招請後、被招請者に随時連絡をとり、追加情報の提供等のフォローアップを行

うこと。

キ コンテンツ磨き上げ会議の開催

- ・上記ウ、カの指摘を反映させるため、ファムツアー実施後にコンテンツ磨き上げのための会議を1回以上オンライン等で開催すること。
- ・コンテンツ磨き上げ会議開催の企画、進行、管理、運営を行うこと。
- ・被招請者及び体験事業者との連絡調整を行うこと。
- ・委託者及び連携先の担当者も参加できるよう調整すること。
- ・開催内容の記録を行い、その内容について委託者及び連携先に提出すること。

ク パートナーシップの構築

- ・本事業の目的の達成に向けて、互いに向上しあえる、対等で健全なパートナーシップを委託者及び連携先と構築し、意欲的かつ誠実に業務に取り組むこと。

ケ その他

- ・招請に係る全行程の実施記録（写真画像含む。）を行うこと。
- ・被招請者用のWi-Fi ルーター（1人1台）の手配、車中での飲料水、保険等の備えを行うこと。
- ・行程中の万一の事故、怪我、第三者に対する損害等についての被招請者の個人責任の範囲について、被招請者に対しあらかじめ同意を得ること。
- ・被招請者が途中離団する場合は、代案を提案すること。

6. 実施報告書の提出

事業が完了したときは、次の事項を含む事業実施報告書（A4判）を作成し、7の履行期限までに、委託者及び連携先に提出すること。

（1）旅行会社向けマーケティング活動

- ・事業概要
- ・セールスコール実施結果
- ・ニュースレター配信結果
- ・ウェビナー（またはセミナー）開催結果
- ・旅行業界イベント実施結果
- ・当事業で作成した資料等
- ・その他委託者及び連携先が指示したもの

（2）旅行会社招請

- ・招請の概要
- ・ワークショップ開催結果
- ・アンケート結果
- ・コンテンツ磨き上げ会議開催結果
- ・当事業で作成した資料等
- ・その他委託者及び連携先が指示したもの

7. 履行期限

令和7年2月28日（金）まで

8. その他

- (1) 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用してはならない。
- (2) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- (3) 受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (4) 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、委託者及び連携先に帰属するものとする。
- (5) 受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (6) 本事業の契約に係る金銭の支払いに用いる通貨は日本円とする。海外で実施する事業における為替リスクは受託者において負担すること。
- (7) 受託者は委託者及び連携先と連絡調整を密に行うこと。作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議の上、その指示に従って進めること。